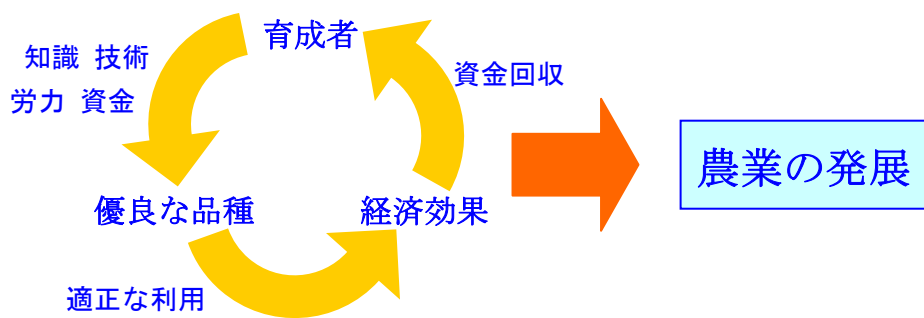


品種は正しく利用しましょう

登録品種は育成した人の財産です。

農業発展のためには多収、高品質、耐病性を備えるなど優良な品種の育成が重要です。県や種苗会社のほか民間育種家などが、専門的な知識や技術と長期間の労力、多額の資金を用いて品種を育成しています。育成した人は独占的に種苗の生産や販売などを行なう権利を持っています。

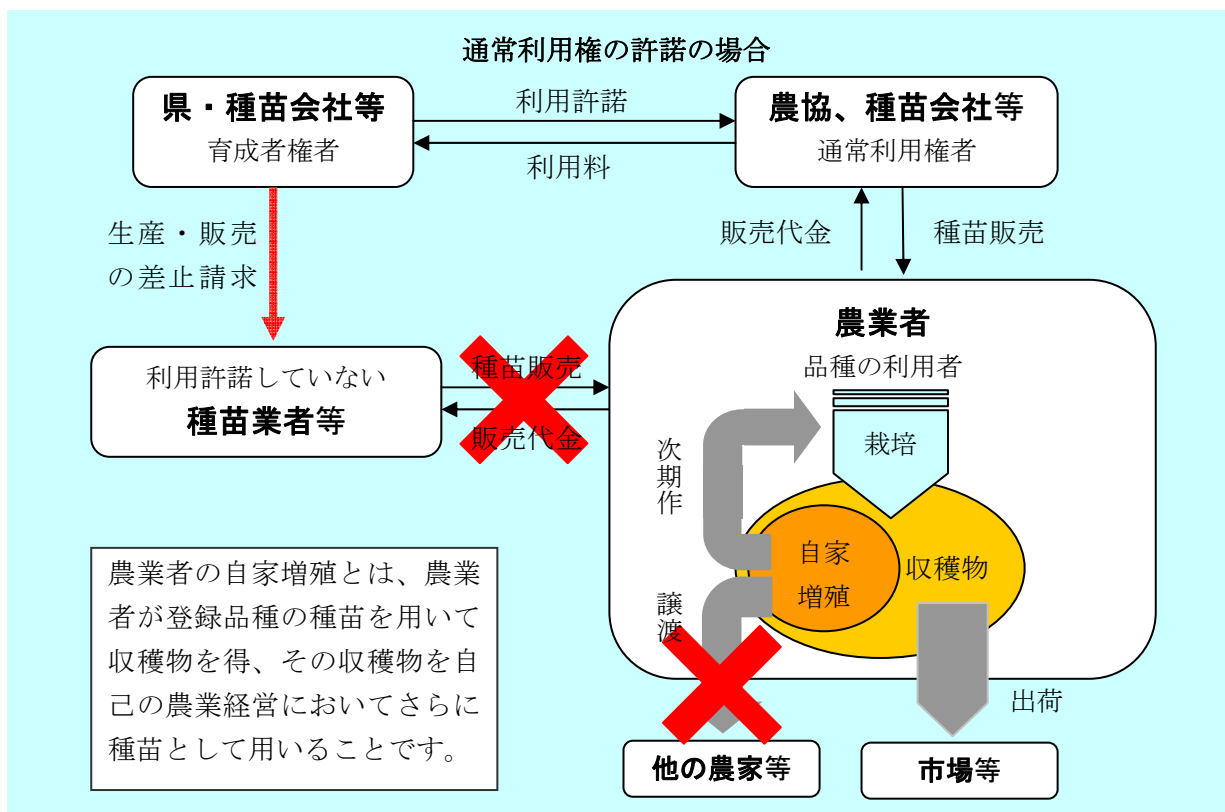
しかし、ひとたび種苗が世に出れば、他者が容易に増殖することが可能な場合が多く、育成した人の権利は侵害されやすいものです。そのようなことが起これば、優良な品種の育成が進まなくなる恐れがあります。種苗法では、品種登録制度により育成した人の権利を保護して、育種の振興をしています。



品種の利用にはルールがあります。

品種登録されると育成者権が発生し、育成した人は育成者権者になります。育成者権者以外の人には、育成者権者の許諾を得なければ登録品種を生産、販売することはできません。

ただし、農業者の自家増殖は認められています。(一部制限があります。)



農業者がしてよいことの例

- 品種を育成した者またはその者が種苗の生産販売などを認めた者から種苗を譲り受けること。
- その種苗を用いて栽培し、収穫物を販売すること。
- 自家増殖。(一部制限があります。)

農業者がしてはいけないことの例

- ×品種を育成した者またはその者が種苗の生産販売などを認めた者以外から種苗を譲り受けること。
- ×増殖した種苗を他者に譲り渡すこと。
- ×契約で増殖を制限されている品種を増殖すること。
- ×法令で自家増殖を禁じられている品種を増殖すること。

これらの栄養繁殖植物に属する登録品種は自家増殖ができません。

草花類	アルストロメリア属、オドントグロッサム属（アスパシア属、アダ属、オンシジウム属、コクリオダ属、ゴメサ属、コンパレチア属、ブラシア属、ミルトニア属又はロドリゲシア属との交雑種を含む。）、オンシジウム属（アスパシア属、イオノプシス属、コクリオダ属、コンパレチア属、トリコケントルム属、ブラシア属、レオキルス属又はロドリゲシア属との交雑種を含む。）、かすみそう属、カトリア属（ソフロニチス属、ブラサボラ属又はレーリア属との交雑種を含む。）、ガーベラ属、カラコエ属、クレマチス属、ジゴカクタス属、シンビジウム属、セントポーリア属、チューリップ属、デンドロビウム属、なでしこ属（カーネーション種(なでしこ属に属する他の種との交雑種を含む。)を除く。)、ペチュニア属、ペラルゴニウム属、ほうせんか属、かきつばた種及びカーネーション種
鑑賞樹	あじさい属、ばら属及びポインセチア種
きのこ類	しいたけ種

ルール違反にはペナルティーがあります。

育成者権の侵害には、次のような罰則等があります。

- 育成者権者から、当該品種の生産、販売を差し止める請求がされる。
- 無断利用によって育成者権者が被った損害賠償が請求される。
- 信用の低下を回復するための措置が請求される。
- 3年以下の懲役又は300万円（法人の場合は1億円）以下の罰金

詳しくは品種登録ホームページ (<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>) をご覧ください。

香川県は品種登録制度の周知に努めるほか、農産物知的財産権保護ネットワークに参加して国や他県との情報交換を積極的に行うことにより、登録品種（知的財産権）の保護に取り組んでいます。

お問合せは、香川県農政水産部農業生産流通課まで

農産グループ 087-832-3418 果樹・花きグループ 087-832-3420, 3422

野菜グループ 087-832-3419 e-mail seiryu@pref.kagawa.lg.jp